

新潟県条例第14号

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係) (1)~(3) (略) (4) 容器検査等に係る手数料		別表(第2条関係) (1)~(3) (略) (4) 容器検査等に係る手数料	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者 (1) (略)	(略)	2 容器検査又は容器再検査を受けようとする者 (1) (略)	(略)
(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(1)に掲げるものを除く。 ア~ウ (略)	(略)	(2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(1)に掲げるものを除く。 ア~ウ (略)	(略)
エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>160円</u>	エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>180円</u>
オ (略)	(略)	オ (略)	(略)
(3) 高強度鋼容器(1)及び(2)に掲げるものを除く。 ア 内容積30リットル以上の容器	1個につき、 <u>210円</u> に10リットル又はその端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額	(3) 高強度鋼容器(1)及び(2)に掲げるものを除く。 ア 内容積30リットル以上の容器	1個につき、 <u>220円</u> に10リットル又はその端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額
イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>	イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
ウ・エ (略)	(略)	ウ・エ (略)	(略)
(4) その他の容器 ア~カ (略)	(略)	(4) その他の容器 ア~カ (略)	(略)
キ 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>	キ 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(略)	(略)
-----	-----

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県条例第15号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)		(略)	
12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万7,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数 を乗じた額	12 法第37条の4 第3項において 準用する法第37 条の2第1項の 許可を受けよう とする者	1件につき、 <u>1万9,000円</u> に 変更に係る充てん設備の数 を乗じた額
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。